

要件設定型一般競争入札(事後審査型)の対象工事拡大について

対象工事拡大の目的及び対象額

日出町の公共工事の発注に係る入札・契約制度については、要件設定型一般競争入札の導入(平成20年7月～)、総合評価落札方式の導入(平成20年10月～)、最低制限価格制度の導入(平成22年10月～)など、公正な競争性の向上を図ってきましたが、入札の公平性・透明性・競争性をより一層高めるために、平成23年6月1日から要件設定型一般競争入札の適用範囲の拡大を行います。

(現 行) 予定価格1億円以上の建設工事で、日出町建設工事指名委員会において要件設定型一般競争入札の方法で行うことを決定した建設工事

(拡大後) **設計金額130万円を超える建設工事**で、日出町建設工事指名委員会において要件設定型一般競争入札の方法で行うことを決定した建設工事

標準的な入札日程

入札公告は、原則として毎月2回、指名委員会終了後の『火曜日』又は『金曜日』とします。開札までの期間は原則、土・日・祝日を除く日数で行います。

競争入札参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料

競争入札参加申請書及び競争参加資格確認資料は、入札公告に明記された期間内に原則、電子入札システムから提出します。

提出にかかる資料等の作成費用は、入札参加希望者の負担となります。

提出された申請書及び資料は返却しません。

競争入札参加資格確認申請書及び資料等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認める者は、当該入札に参加できません。

主な入札参加資格要件等

【共通要件項目】

地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく本町の入札参加制限を受けていない者であること。

対象業種における日出町建設工事入札参加資格の等級の格付又は認定を受けている者であること。

指名停止措置、営業停止処分を受けていないこと。

指名停止措置とは、入札公告日から契約締結日までの間において、指名停止を受けていないことをいいます。

【個別要件項目】

共通項目以外の入札参加資格要件等については、個別の入札案件毎に設定し、指名委員会で決定します。

- (例) ・地理的条件(建設業法に基づく本店等の所在地)
- ・施工実績(同種工事の施工実績)
- ・配置予定技術者(保有する資格、施工経験)
- ・その他(年間平均完成工事高、総合評定値(P点)など)

入札方法等

原則、電子入札システムによるものとします。また、電子入札システムにおける運用は、日出町電子入札運用基準により運用してください。

なお、電子入札システムにおける操作は、「要件設定型一般競争入札(事後審査型)における電子入札システムの操作の流れ」を参照してください。

入札執行回数

原則として、初度のみ1回とします。

落札者決定方法

開札後に、最低価格入札者を落札候補者として決定し、当該落札候補者について競争参加資格の確認を行い、確認できた場合は落札者として決定しますので、すべての入札参加者の方を審査するわけではありません。開札の結果、入札参加者のうち落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札候補者を決定します。

なお、落札者の決定は、原則として、開札日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に行います。

開札の中止又は延期

競争参加資格を有する参加希望者が3者に満たない場合その他事業の推進に著しく支障を来した場合は、開札を中止し、又は延期する場合があります。